



《今月の笑顔》

石油王のカレー (株式会社ムラタ)

まつざき 松崎みどりさん
きゅうへい えりこ 久平映理子さん



2025年度租税教室講師派遣

～今年度も多くの役員が教壇に立ちました～



タックスコーナー

「国税の納税はキャッシュレス納付がおすすめです!!!」



特許コラム「特許にできるの? から始める特許の基礎知識」

第4回 調査の大切さ — 先に知ることが、後の利益を守る



税

って何だろう？

一億円って
こんなに重
いの？！

租税教室

税金の役割を肌で感じる



八王子法人会では、小学生の租税教育事業に力を入れて取り組んでいます。市内小学六年生を中心に約60校近くで開催されている租税教室。講師派遣は、租税教育事業の中心事業として、社会貢献委員会、青年部会で分担し担当小学校を決めています。今年は21校で39名の講師が登場しました。講師は開催毎に事前に練習し、資料を手直して、二期一会の授業に挑みます。初めて登壇する方から、毎回独自に改良をして挑まれる方まで、児童へ心を込めて伝えていきます。ズシリとくる1億円の重みを感じながら、将来、少しでも租税教室に参加したことを覚えてもらえたらと、日々改善しながら今回の租税教室へ準備を進めます。

21校約1100名が受講、39名の講師が児童の前に登壇

2025年度八王子法人会租税教室講師担当小学校一覧

【社会貢献委員会担当】

6月 2日	第七小学校	6月 4日	館小学校
6月 6日	式分方小学校	6月13日	宮上小学校
6月17日	美山小学校	7月 1日	恩方第二小学校
7月 2日	第三小学校	7月10日	長房小学校
7月23日	加住小学校	10月 8日	上吉分方小学校
1月20日	由井第二小学校	2月16日	鹿島小学校

【青年部会担当】

6月 3日	由井第三小学校	6月 5日	上柚木小学校
6月19日	松が谷小学校	6月20日	第二小学校
6月24日	山田小学校	7月14日	中山小学校
7月15日	散田小学校	10月24日	元木小学校
1月24日	第十小学校		

西部地区・恩方地区

「相続税」をテーマとした税務セミナーを開催



▲会場：川口市民センター



▲講師：税理士 小澤 朋宏 氏

西部地区と恩方地区では、2月18日に「相続税」をテーマとした税務セミナーを開催しました。多くの方に関わってくるテーマであり、昨年引き続き同テーマでの開催となりました。講師の、東京税理士会八王子支部小澤朋宏税理士は、ホワイトボードに図解を示しながら、要点をわかりやすく解説。資産から負債を引いた額で基準額を超えた場合の

み「相続税」納税の必要があり、その割合は10%ほど。基本的な部分から、昨今の路線価の上昇による土地の価値の上昇に伴う資産価値の変動によって、場合により、気づいたときに相続税がかかる具体例まで解説いただきました。参加者から好評で、最後の質問、終了後の個別質問まで、小澤税理士に快くご対応いただきました。

税制委員会

税制改正要望活動の為の認識を深める研修会を開催

～「税制改正に関する提言」の内容の理解を深めます～

毎年の税制改正要望の活動。決して華やかさはありませんが、法人会にとって、1，2を争う大切な事業です。税制改正要望を取りまとめるのは税制委員会。委員自らが税制全般につ

いてしっかりとした認識を持たずして要望活動には取り組めない！そんな思いから2月12日に委員研修会を開催しました。

この日は、昨年、全国法人会総連合が取りまとめた、「税制改正に関する提言」の内容について研鑽。講師は東京税理士会八王子支部の鳶田良樹副支部長にお願いしました。

これから5月中旬にかけて、2027年度の税制改正に向けた要望の取りまとめを進めます。会員・役員の皆さまから、4月にかけて税制に関するアンケートへのご協力をお願いさせていただく予定です。その際は是非貴重なご意見をお寄せください。



▲税理士の鳶田良樹氏に解説いただきました

研修委員会

「採用戦略セミナー」を開催

～採用から定着までの一貫したフローの作り方～



▲講師：社労士事務所CRAFT 代表 高木厚博氏

1月29日(木)に研修委員会の企画による『採用から定着までの一貫したフローの作り方』（講師：採用定着士／特定社会保険労務士／社労士事務所CRAFT 代表 高木厚博氏）と題したセミナーが開催されました。

『求人を出しても応募が来ない』『求めるスキルを持つ人材に出会えない』『入社直後の離職が多く定着率が上がらない』という悩みについては、お金をかけたら解決するもの



▲会場：学園都市センター第1セミナー室

ではなく、それよりも従来のやり方を変える必要があるそうです。現状では、オウンドメディア リクルーティングという手法が比較的効果的であるとのことでした。

また、企業における“定着”に関しては、「今の若い人はなぜこれをやるのか？ やらなければならないのか？」を重要視する傾向があり、雇う側の意識改革も必要であるとの説明がありました。

確定申告はスマホとマイナンバーカードで自宅から！

～八王子税務署「スマホで確定申告」イベントを開催～



▲木村署長、両選手とともに参加者で記念撮影を行いました



▲スマホで確定申告手続き体験をする操作する工藤選手と高岡選手

スマホで確定申告のやり方をPRするイベントが、2月17日、八王子税務署で開催され、地元・八王子のプロバスケットボールチーム「八王子ビートルズ」の工藤隆哉選手、高岡圭次朗選手が来署。税務署統括官のアドバイスに沿って、実際にスマホに触れながら、確定申告の手続きを体験しました。

体験を終えて、工藤選手は「自動で数字が入り、間違えることもなく便利だと感じました。高岡選手は「すごく便利で楽に確定申告ができると思います」とコメント。両選手とも「確定申告はスマホでやります！」と話されていました。

青年部会

「新春・会員の集い」を開催

～第1部「経営セミナー」・第2部「新年会」～



▲第1部セミナーから大勢の方にご参加いただきました



▲タイガーマスクを被り入場する梅田部会長（中央写真）と、講師の須藤尚紀氏（右写真手前）を囲んで記念撮影



第1部は、プロボクサー 井岡一翔 選手の専属リングアナとして知られ、JBC(日本ボクシングコミッション)で3本の指に入る有名なリングアナウンサーの一人である須藤尚紀氏に『スポーツの報酬から学ぶ、成果主義ビジネス』～アスリートの心技体、天国から地獄まで～と題し、永く第一線を走り続けている体験談をはじめ、今話題の井上尚弥選手、そして地元八王子の有力選手を例にあげ、プロの厳しさを熱く語っていただきました。

第2部は、梅田部会長の入場から始まりましたが、その紹介を第1部で講師を務めていただいた須藤尚紀氏にさせていただくと

いう大変贅沢な演出をサプライズでおこないました。

そして、アトラクションとして“たたいてかぶってジャンケンポン”をおこない、こちら須藤尚紀氏にその戦いぶりを実況していただくという贅沢な内容でした。周りからは「こんな凄い人にそんなことをさせていいのか？」という意見もありましたが、嫌な顔もせず会場を大いに盛り上げてくださいました。さすがプロは違いました。テーブル毎のトーナメント方式で試合を進め、優勝者が座るテーブルのメンバーには豪華!?な景品が贈られました。

北八王子地区

「会員交流ボウリング大会」を開催



▲参加者全員で記念撮影



▲交流を深めることができました

2月10日、会員交流ボウリング大会が石川町のSAP日野ボウルで開催され、12名が参加しました。北八王子地区を担当する相澤副会長の始球式で始まったゲームは、各自

2ゲームを投げたトータルで成績を競い、(有)山崎モータースの山崎社長が優勝。競技終了後に石川町の「牛皇」で表彰式が行われました。

2025年度会員増強月間特別表彰授与式を開催



【清宮会長を囲み記念撮影を行いました】

【左から】【東地区】山口第1支部長 【東地区】山本地区会長 【中央地区】古屋第1支部長 【西八地区】大木地区会長
清宮会長【北地区】馬場第3支部長【由井地区】古里会計【由木地区】萩生田副会長【由木地区】戸村地区会長代行【青年部会】梅田部会長

法人会では10月から12月までを「会員増強月間」とし、市内を中心とし未加入法人の皆さまを法人会にお誘いする活動を地区、支部、部会を中心に展開しました。役員一丸となり積極的に法人会をご紹介し、85社の新しい会員をお迎えすることが出来ました。

1月27日の理事会において勸奨の目標を達成した支部、部会の代表の方に、記念品が手渡されました。

ご入会いただいた皆様により法人会を身近に感じていただけるよう、事業展開を積極的に進めていきます。

1月27日の理事終了後に、高尾地区第3支部と北八王子地区第2支部で新たな入会があり、勸奨目標を達成しました。上段の集合写真でご紹介できなかった北八王子地区・諸星地区会長、並びに、高尾地区第3支部・浅野支部長を掲載させていただきます。

北八王子地区第2支部は、諸星地区会長が支部長であった当時から、毎年のように目標達成を継続。諸星地区会長は、「当然、入会されているだろうと思っていた企業が実は法人会に未加入だったというケースがこれまでに多々ありました。経営者にお会いする機会があったら、まず、法人会に入会しているかどうかを確認し、未加入であればその場で、法人会にお誘いするよう、心掛けています。」と、その秘訣を語ってくださいました。



【北八王子地区】
諸星地区会長



【高尾地区】
浅野第3支部長

表彰対象となった支部・部会

東	地区	第1支部	(5社勸奨)	北八王子	地区	第2支部	(3社勸奨)	
東	地区	第2支部	(3社勸奨)	由井	地区	第2支部	(3社勸奨)	
中	央	地区	第1支部	(5社勸奨)	由木	地区	第3支部	(3社勸奨)
高	尾	地区	第2支部	(3社勸奨)	由木	地区	第4支部	(3社勸奨)
西	八	地区	第3支部	(3社勸奨)	青	年	部会	(7社勸奨)
北	地区	第3支部	(6社勸奨)					

「特許にできるの？から始める特許の基礎知識」

第4回 調査の大切さ — 先に知ることが、後の利益を守る

登場人物 社長：中小企業の社長。特別な成分を添加したコーヒーを開発し、特許を取得できないか相談している。
弁理士：経験豊富な弁理士。社長さんからの相談を受ける。

社長さん「先生！いよいよ新しいコーヒーの販売を始めようと思っているんです。もう特許出願もしたし、準備万端ですよ！」

弁理士「素晴らしいですね。ただ、販売の前にもう一つ、大事なことを確認しておきたいのですが……」

社長さん「え？まだ何かあるんですか？」

弁理士「はい。『調査』です。実は、新しい商品を市場に出す前には、他人の特許を侵害していないか調べることがとても重要なんですよ。」

弁理士「たとえば、社長さんが開発した『特別な成分のコーヒー』が、もし他社の特許権の範囲に入ってしまったらどうなると思いますか？」

社長さん「えっ……まさか、販売できなくなる？」

弁理士「その通りです。最悪の場合、販売の差止請求や損害賠償を受けることになります。せっかく開発費や広告費をかけても、全てが無駄になってしまう可能性があるんです。」

社長さん「うわあ、それは怖いですね……。でも先生、うちのコーヒーはオリジナルですよ？」

弁理士「確かにオリジナルかもしれませんが。ただし特許は『似ている』だけでも侵害になることがあります。だから事前に『先に誰が権利を取っているか』を調査する必要があります。」

社長さん「でも調査って、具体的にどんなことをするんですか？」

弁理士「たとえば、特許出願の前には**先行技術調査**をして、自分のアイデアが新しいかどうかを確かめます。そして販売の前には**侵害予防調査**をして、他人の特許を踏んでいないかを確認します。」

社長さん「なるほど。つまり、調査をすれば無駄な特許費用や危ない販売を避けられるんですね。」

弁理士「その通りです。しかも調査にはもう一つ大きなメリットがあって、競合の特許状況を知ることで業界の流れを読み取ることもできますし、どんな技術に力を入れているかを把握することもできます。つまり、リスク回避だけでなく、攻めの経営戦略にも使えるんです。」

社長さん「なるほど……。調査ってただの確認作業じゃなくて、経営判断の材料になるんですね。」

弁理士「過去には、調査を怠って競合の特許を侵害してしまい、大規模な損害賠償を支払うことになった企業もあります。逆に、しっかり調査して、空いている技術を狙って特許を取得した会社は、競合が参入できない市場を築くことに成功しています。発明してビジネスにする前には特許調査で確認する。これは経営の鉄則です。」

社長さん「なるほど。やっぱり調査は大事なんですね。私のコーヒーの発明も調査をお願いします！」

弁理士

今回で4回シリーズは完結です。これまでの3回で『発明の対象』『新規性・進歩性』『特許権の効力』について学んできました。特許の基礎を押さえ、特許権・調査を武器として活用することで、皆さまの事業がより安心で競争力あるものになることを願っています。

ポイントまとめ

- ・特許出願前に調査 → 無駄な出願を防ぐ
 - ・販売前に調査 → 他社特許を侵害してしまうのを防ぐ
 - ・業界動向の調査 → 戦略的に参入分野を選べる
- この3つを押さえることで、特許は『コスト』ではなく『利益を守る武器』になります。

弁理士紹介制度

日本弁理士会関東会では、特許や商標等の知的財産についてお困りの方に、貴社のご事情に合わせて専門の弁理士を無料で紹介しています。詳細は以下のURLまたはQRコードよりご覧ください。
(「弁理士紹介制度」で検索)



<https://www.jpaa-kanto.jp/consultation/introduce/>



■筆者紹介 相原礼路

相原特許商標事務所 所長弁理士。大学院での研究生生活の後、知的財産の分野へ。中小企業を中心に特許・商標業務を支援。また、株式会社知財プランニングの代表として、事業利益の最大化のための知的財産権の取得から活用までをコンサルティング。支援実績多数。

国税の納税は キャッシュレス納付がおススメです！！

選べる便利な
納付方法はこちら！

納税はキャッシュレス納付

＼納付書不要で納付できます！／

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	e-Taxで申告後、e-Taxを経由して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、納付する方法

詳しくは、国税庁
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書を送付することはありません。



計画的な納付で安心！確実！ 「予納ダイレクト」を使ってみませんか？

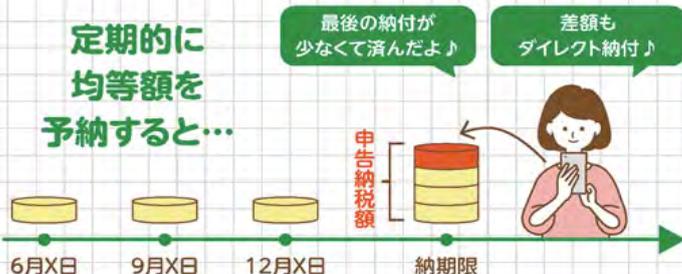
メリット

●申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減

●延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に
均等額を
予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！

3ステップで完了！



動画でもご紹介しています

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納と分納のご紹介



★詳しくは、国税庁 HP「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ

国税庁をかたった不審なメール等にご注意を！！

国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を
求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL への
アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



郵道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

- ・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp>



国税庁・国税局・税務署



警察庁

- 国税庁(国税局、税務署を含みます)では、ショートメッセージに URL を記載した案内を送信することはありません。
- 国税の納付を求める旨や、差押えに関するショートメッセージやメール、LINE によるメッセージを送信することはありません。
- 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりましたサイトを発見した場合は、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。



★ 詳しくは、国税庁HP「不審なメールや電話にご注意ください」へ

ご自宅等で、現金により国税を納付した場合の注意事項

国税の納付については、キャッシュレス納付を推進しているところですが、徴収担当職員がご自宅や事務所等において領収を行う場合には、必ず以下の領収証書その場で交付します。

★ 領収証書をお渡しする際に、納税者の方に署名及び納付金額の記載をお願いしています。ご協力をお願いします。

キラリ輝く！ 会員企業

Glanz
HIGH PERFORMANCE PAINT & COATING FACTORY
株式会社グランツ

Vol 67

日本で唯一のモーターサイクル大手インポーターの指定ペイントショップ

バイクを中核に「ハイクオリティ・カスタムペイント」「ハイパフォーマンス・コーティング」で、バイクや車のボディを見事なまでに輝くボディへと生まれ変わらせることができる事業を展開する株式会社グランツ(高取社長)。1995年に創業した同社は、今では、カスタムショップや個人のお客様のほか、“Harley-Davidson Japan”、“BMW Motorrad Japan”の指定ペイントショップ、“Ducati Japan”の推奨ペイントショップとしての高いクオリティにより、全国から依頼が続く、日本唯一の公認ペイントショップとして認知されています。「お陰様で今では、北海道から沖縄まで全国のお客さまからご依頼いただくまでになることができました。」(高取社長)

オンリーワン企業を目指して 唯一無二の企業へと成長

自動車の钣金塗装屋で勤め始めた高取社長は、先々の独立を目指し修行を始めました。「当時の勤めた会社の社長には、技術からお客様対応、営業まで経験させていただき、独立の基盤を作りました。」バイクのペイント事業を見出した高取社長は、「義父から、“人と同じことはせず、オンリーワン企業を目指せ”という言葉をもらい、外国製バイクのペイント事業に取り組みました。日本では使われていなかった、ドイツ製“スタンドックス”の塗料とその設備を、先祖のご縁もあり、金融機関に融資いただき導入できたことが、現在の事業の確立へと繋がりました。」(高取社長)



2024年には「グランツコーティングファクトリー」新工場が落成



輝く外観へと変貌した車両の一部



輝きを放つHarley-Davidson



特殊な塗料でペイントしていきます



高取社長(下段中央)をはじめ、スタッフの皆さま

【ペイントファクトリー】
〒192-0061
八王子市平岡町35-3
電話: 042-625-7511
<https://glanz-paint.com/>

【コーティングファクトリー】
〒192-0061
八王子市平岡町24-2
営業時間: 平日9:00~18:00



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



- ▼今月の笑顔は、「石油王のカレー」を訪問し、店長の久平映理子さん、松崎みどりさんにお話を伺いました。
- ▼ガソリンスタンドを中心に、車検・カーリース・石油製品販売・自動車販売・自動車整備事業を営業する「株式会社ムラタ」の一事業としてスタートした「石油王のカレー」。もともとは、キッチンカーを含むカーリース事業の中での活用がきっかけだそうです。2023年1月、三崎町にオープンし、実店舗での営業とキッチンカーのイベント出店を展開しています。
- ▼カレーは、“25種類のスパイス、グルテンフリー、化学調味料無添加”をベースに“ちょっと贅沢なカレー”をコンセプトにフレンチのシェフが開発。月曜日から土曜日までは実店舗、週末はイベントというスタイルで、休みなく営業しています。大楽寺には“石油王のカレー研究所”を設置し、レトルトカレーやイベント用カレーの仕込みまで行う施設も整えています。
- ▼表紙にご登場いただいた、店長の久平さん、松崎さんは、店舗での営業はもとより、キッチンカーでのイベントでも活躍。「八王子市内から、他県までイベントに出展しています。少しでも多くの方に“石油王のカレー”を召し上がっていただきたいですね」（久平さん）松崎さんは、キッチンカーの他に、お店のInstagramやスレッツ、TikTokなどのSNSや、店内の掲示物等のデザイン制作を行っています。「SNSのフォロワーを増やしていきたいですね」（松崎さん）
- ▼「お休みの日はワインが好きなので、ワインが楽しめるお店に食事に出かけます」（久平さん）



店長
きゆうへい えりこ
久平映理子さん
まつざき
松崎みどりさん

- 「プライベートでは、鬼滅の刃の映画はよく見ますね。資格の勉強もしていきたいですね」（松崎さん）
- ▼「是非、一度“石油王のカレー”を召し上がっていただきたいですね。皆さまのご来店をお待ちしています」（久平さん）

〒192-0084
八王子市三崎町2-3
サンキョウビル2F
電話：042-686-2251



<https://murata-802.com/service/restaurant/>

消費税の期限内納付を忘れずに。//

消費税には
申告・納付期限
があります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

確定申告書等作成
コーナーで手軽に
申告書が作成
できます。

- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



※2026年2月号N0543 10頁「石油王のカレー」二次元バーコードの読み取り不良となっていました。お詫び申し上げます。当ページの二次元バーコードでご覧いただけると幸いです。

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 清宮 仁 発行日 令和8年3月5日
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 小林 一 印刷 刷 スズキ美術印刷(株)
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8
 第50巻 第12号 通巻544号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)

多摩の 自然さんぽ

写真・資料提供

小林健人氏

ニホンミツバチ

二十四節気では、3月5月頃から啓蟄(けいちつ)となり、本格的な春が始まります。草花の開花を待ちわびた虫たちが、いよいよ動き始める季節です。穏やかな日差しの下、満開の菜の花畑をニホンミツバチやハナアブの仲間が飛び交っていました。どの子もせっせと花粉を集めています。花粉は、後ろ脚の花粉かごと呼ばれる場所に丸められて花粉団子となります。花粉団子を付けた姿のなんと可愛いこと！ニホンミツバチが人を刺すことはほとんどないので、刺激しない程度に近付いてじっくりと観察しました。

忙しそうに飛び回る様子を見ると、今度は背中にリュックサックのような黄色い塊を背負った子が出てきました。この塊はラン科植物の花粉塊です。植物の花粉は、通常は一つ一つが分離して粉末状になっていますが、それらが互いに結合して大きな塊になったものを花粉塊と呼びます。ラン科の花粉塊には粘性があるので、花へ潜り込んだ昆虫の背中にピタッとくっついて運ばれるのです。花粉塊は、一度に多数の花粉を運んでもらうために生まれた植物の戦略であると考えられています。以前、私はシランの花粉塊を背負ったヤヨイヒメハナバチを観察したことがあります。シランの開花期は4〜6月頃で、この時期に咲いているのは見たことが無いので、ニホンミツバチが背負っていたのはおそらく早春に咲くランか植物、シュンランの花粉塊でしょう。

ところで、ニホンミツバチには面白い習性があります。それは群れが2つに分かれる現象、分蜂です。春になると新しい女王蜂が誕生し、女王蜂が働き蜂の約半分を引き連れて巣を出て、新しく巣を作ります。その過程で、飛び立った蜂の群れが周辺の樹木に大集結する様子はまさに圧巻。分蜂は、主に春の穏やかな晴天の日に目撃されることが多いようですが、出会えたら幸運です。ニホンミツバチは、美味しいハチミツをもたらしてくれるだけでなく、様々な植物の受粉を助け、農業や生態系を支える重要な存在です。農業や気候変動の影響を受け、減少しつつある彼らを大切に見守っていききたいですね。



▼分蜂の様子

▲シュンラン



▶花粉塊を背負う

